

山口市敬老行事等補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、永年にわたり地域の発展に貢献した高齢者を敬愛し、その長寿を祝うとともに、敬老思想の普及と高齢者福祉の向上に寄与することを目的として、敬老行事等を実施する団体に対する補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 本補助金は、各地区社会福祉協議会、山口市老人クラブ活動運営費補助金交付要綱に規定される単位老人クラブ、その他の敬老行事等を行う団体（以下「交付対象者」）に交付する。

2 補助金の交付対象は、交付対象者が当該年度内に実施する敬老行事等とする。ただし、山口市から別に補助金又は委託料等の交付を受けている行事等は除く。

3 社会福祉法人山口市社会福祉協議会は、必要に応じて交付対象者の補助金交付手続きを取りまとめることができるものとする。

(交付金額)

第3条 補助金の額は、毎年4月1日現在本市の住民基本台帳に記載されており、当該年度中に70歳以上となる者1人につき500円を限度に予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第4条 交付対象者は、別に定める期日までに補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 敬老行事等計画書

(2) 敬老行事等収支予算書

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付対象者に通知するものとする。

(請 求)

第6条 交付対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、別に定める期日までに、請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交 付)

第7条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を概算払いにより交付対象者に交付するものとする。

(実績報告)

第8条 交付対象者は、当該年度の補助金対象行事等の終了後、速やかに実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 敬老行事等実績調書

(2) 敬老行事等収支決算書

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第5号）によ

り、交付対象者に通知するものとする。

(精 算)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した場合において、既に交付した補助金の額が、当該確定した額を超えるときは、期限を定めて、当該超える部分に相当する額の補助金を返還させるものとする。

(決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を目的外に使用したとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

(適用範囲の特例)

2 この要綱は、平成21年度及び平成22年度に限り、合併前の山口市の区域において適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年4月1日現在において出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)第4条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定に基づき本市の外国人登録原票に登録されていたものに係るこの要綱による山口市敬老行事等補助金交付要綱第4条に規定する交付金額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。